

平成29年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成29年12月 5日 午前10:00

○散 会 午後 2:04

○出席議員（20名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 伊 藤 榮 悦
7 番 佐 藤 敏 雄	8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武
10 番 千 田 正 英	11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理 恵子
13 番 鈴 木 壮 二	14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄
16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和
19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教育部長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄	市 民 課 長 菅 生 恵 子
クリーンセンター長 今 井 祐 一	長寿社会課長 仲 山 和 法
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長 渋 谷 豊
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	都市建設課長 石 川 学
上下水道課長 児 玉 亮 悦	会計管理者兼会計課長 鑑 孝 子
教育総務課長 渋 谷 一 春	学校教育課長 高 桑 博 幸
幼児教育課長 宮 崎 久 春	文化スポーツ課長 櫻 庭 仁

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博

議会事務局次長 伊 藤 国 栄

平成29年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成29年12月 5日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 承認第 8号 専決処分の承認について（平成29年度潟上市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 6 議案第51号 潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について
- 日程第 7 議案第52号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第53号 潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第54号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第55号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第56号 潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第57号 潟上市立認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第58号 天王本郷自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第59号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第60号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について
- 日程第16 議案第61号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 平成 2 9 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 平成 2 9 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 1 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 2 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度潟上市水道事業会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 2 3 予算特別委員会の設置について
- 日程第 2 4 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 2 5 同意第 2 9 号 潟上市副市長の選任について
- 日程第 2 6 陳情第 8 号 消費税を 1 0 % に増税することを中止とすることを国に求
める意見書採択に関する陳情
- 日程第 2 7 陳情第 9 号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択について
の陳情
- 日程第 2 8 陳情第 1 0 号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者
の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書
- 日程第 2 9 陳情第 1 1 号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出
の陳情書

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸雄） おはようございます。傍聴者の皆様、本日は朝早くからご苦勞様でございました。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成29年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番大谷貞廣議員、17番伊藤正吉議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認め、したがって、会期は本日から12月19日までの15日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（藤原幸雄） 次に、議会運営委員長よりご報告をお願いします。11番戸田議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を致します。

議会運営委員会は11月24日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から市長並びに説明員として総務部長及び財政課長の出席のもとに開催しております。12月1日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付

託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、11日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第8号については、本日の本会議にて審議、議案第51号の条例制定（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第52号及び議案第53号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第54号及び議案第55号の条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第56号及び議案第57号の条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第58号及び議案第59号の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会へ付託、議案第60号から議案第67号までの各会計の補正予算（案）については、設置予定の予算特別委員会へ付託、同意第29号については、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については8名の通告者がありました。

抽選の結果、12月7日木曜日の1番目に7番佐藤敏雄議員、2番目に14番佐藤義久議員、3番目に9番西村武議員、4番目に3番佐々木嘉一議員、12月8日金曜日の1番目

に12番菅原理恵子議員、2番目に8番藤原典男議員、3番目に17番伊藤正吉議員、4番目に13番鈴木壮二議員となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも12月11日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸雄） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長の行政報告】

○議長（藤原幸雄） 日程第4、市長の行政報告を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日ここに平成29年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、「天王縫製株式会社」廃業に伴う、会社の新規売却先及び従業員の雇用確保について申し上げます。

「天王縫製株式会社」が主要取引先衣料メーカーの関連工場集約に伴い廃業となり、従業員の雇用確保のため工場等の売却を考えていること、また、同業数社が買収に興味を示していることを9月定例会でご報告致しました。

このたび、山形県新庄市の「株式会社富士ソーイング」が最終的な会社の売却先となり、土地建物などの売却についても合意に至り、本市への進出が決定しております。

本市の工場は現地法人となり、社名を『株式会社TGF』とし、秋田県からも誘致企業の認定を受けております。また、旧天王縫製の従業員はそのまま雇用され、数名は辞退したものの、23人の潟上市民が従業員として雇用されることになっております。来年1月からの本格稼働に向け、現在、従業員の研修や工場の改修工事などを実施しております。

なお、本定例会には、潟上市工場等設置奨励条例に基づく設備投資助成金の予算を計上しております。

次に、「防災・健康拠点施設」整備事業について申し上げます。

去る9月20日、議員各位をはじめ地元住民の代表、工事関係者約30人のご出席のもと、

起工式が執り行われ、工事の無事を祈願致しました。現在、敷地の造成や杭打ちも順調に進み、鉄骨工事に入る段階であります。

なお、先の議会全員協議会でもご説明したとおり、施設の完成後は指定管理者による施設の管理運営を行うため、本年度中に指定管理者の募集・選定を行い、次回定例会に指定管理者の指定議案を提出する予定であります。

また、本定例会には施設の設置条例案を提出しておりますが、広く市民の皆様から親しまれる施設とするため、今後、施設の愛称を公募する予定であります。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の国庫納付について申し上げます。

平成21年度に、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用して旧昭和庁舎の空調設備改修工事を実施しておりましたが、旧昭和庁舎が昭和こども園（仮称）に転用されることに伴い、交付を受けました1,669万4,000円について、処分制限期間の15年を経過していない8年分の交付金を国庫へ納付する必要性が生じたことから、本定例会には国庫納付金の予算890万4,000円を計上しております。

次に、健康づくり県民運動市町村巡回キャラバンについて申し上げます。

地域の健康問題に県と市が協働して取り組んでいくため、健康づくり県民運動市町村巡回キャラバンが10月20日、本市を訪れました。健康寿命延伸のための意見交換のほか、冬期間の運動や健康教育などについて話し合いを行い、今後さらなる健康づくりを進めていくことを確認し合いました。

次に、集団検診について申し上げます。

秋の追加検診として、11月に「日曜がん検診」と「集団レディース検診」を実施致しました。検診未受診者対策としてはがきによる受診勧奨を行ったほか、約6,000人に受診を呼びかける「コール・リコール事業」を実施し、受診率の向上に努めております。また、現在も医療機関での特定健診、乳がん、子宮がん、骨粗鬆症検診を継続しており、引き続き受診勧奨に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

水稻については、出穂後も気温が低めで日照不足傾向となり、登熟は緩慢で、稲刈り作業は平年より遅い9月20日頃からとなりました。稲刈り期間中も気温が低く降雨日が多かったこともあり、稲刈りの終期は10月末となり、平年より約2週間遅くなりました。

東北農政局秋田支局が発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「101」の「平年並み」で、10アール当たりの予想収量は581キログラムとなっております。また、本

市の10月末現在の一等米比率は、天王地区97.7%、昭和地区94.0%、飯田川地区99.2%と高い水準となっております。

果樹の和梨については、10月26日で収穫が終了しております。今年は6月の低温により初期肥大が停滞し、そのため各品種で小玉傾向となり、出荷規格外の果実が多く発生したため、出荷量については平年を15%ほど下回る結果となりました。

花卉の菊類については、露地栽培において彼岸向け小菊の一部圃場で出荷遅れがありましたが、施設栽培については、白菊・黄菊とも計画どおりの出荷となりました。鉢物のシクラメンについては、生育も順調で、生産量は平年並みとなっており、10月下旬から出荷が始まっております。

転作大豆については、播種時期の天候不良により生育にばらつきが見られ、また、たび重なる豪雨により一部圃場で浸水などによる根傷みが見られたものの、品質及び収量とも平年並みを確保しております。

野菜の夏ネギは一時べト病の発生が見られたものの、適期防除の徹底により収量、品質とも平年並みに推移致しました。

枝豆の早生品種は6月の低温により生育量の不足、中晩生種は豪雨による根傷みや開花期の乾燥等により着莢率が低下し、反収は平年より若干低くなりましたが、単価については平年並みで推移しております。

また、冬期間農業として期待の高い施設栽培である寒締めハウレン草やプチヴェール、また花卉のストックについては、12月下旬から2月の出荷を目指し、播種作業や定植作業を行っております。

今後も冬期間農業については、各種補助事業を活用しながら農家所得の向上を図るため推進してまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは、10月14日・15日の両日、ブルーメッセあきたを会場に行い、野菜・花卉・果実・加工品など243点の出品がありました。今年も昨年と同様、栽培期間を通して肥培管理に苦勞した年でありましたが、野菜部門には118点の出品で、果菜類・葉菜類・イモ類はいずれも高品質のものが見受けられました。また、果樹の部66点、花卉の部30点、農産加工の部29点の出品があり、いずれも優れたものばかりでありました。

農家の皆さんには今後もきめ細かな管理や創意工夫による良品を生産されることを期

待するとともに、ご指導・ご協力いただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、昭和こども園（仮称）の整備について申し上げます。

昭和地区3保育園を統合し認定こども園として来年4月の開園を目指し、現在、園舎及び園庭の整備工事等を進めております。

認定こども園は、就学前の子どもへの教育と保育の提供のほか、子育て家庭を地域で支える役割や女性の社会進出の推進などに果たす役割が大きいことから、既存施設の充実を図るとともに、新たな施設の整備を検討してまいります。

次に、「ふるさと教育」の推進状況について申し上げます。

学校の枠を超えて交流し、ふるさとの自然について考える機会とすることを目的に、市内の小学校6年生を対象とした1泊2日の自然宿泊学習を9月に実施しております。さらに、10月には、中学校2年生を対象にキャリア・スタート・ウィーク職場体験を地域の事業所104カ所のご協力のもとに行い、ふるさとへの愛着心が育つ有意義な活動となりました。このほかにも、来年1月には市内の小学生24人を宮崎県都城市へ2泊3日の日程で派遣し、都城市山田地区の3つの小学校と交流を行う予定であります。この交流が実りある学習となるよう、現在、教育委員会で準備を進めております。

次に、文化祭について申し上げます。

本年度の文化祭は、10月14日・15日の両日、天王公民館と飯田川公民館で開催致しました。両会場には絵画や書道、陶芸、手芸等の芸術作品が展覧され、天王地区では1,201点、昭和・飯田川地区では1,263点の秀作・力作が会場を華やかに演出しました。また、昭和・飯田川会場には、写真家の中村征夫氏が監修した市内小中学生による「かたがみ写真展」の作品なども披露され、両会場とも多くの来場者でにぎわいを見せました。芸能発表では、天王会場に14演目、飯田川会場に18演目がエントリーし、舞踊やダンス、コーラス、カラオケなど、日頃の学びの成果を発表し合い、芸術・文化の輪が広がりました。

15日の「文化講演会」では、市民415人の前で、女優の松島トモ子さんが『多くの人達の出会いの中で』と題して講演されました。小さい頃から芸能界に身を置き、映画で子役としてデビューされ、女優や歌手、タレントとして活動された芸能生活でのエピソードを披露されたほか、戦争体験や父母との思い出、親への感謝の気持ちを熱く語り、

聴衆者の心に響く講演会となりました。

「2017かたがみ音楽祭」は、10月14日に天王総合体育館を会場に開催しました。今年は「一致響力♪響かせよう！僕らのチームスピリット」をテーマに、第1部は市内3中学校吹奏楽部による演奏、第2部は秋田西高等学校吹奏楽部による迫力ある演奏が披露され、約550人の来場者から盛大な拍手が送られました。2日間にわたる文化の祭典は、好天にも恵まれ、多くの市民が芸術と文化の秋を堪能し、盛会のうちに終了致しました。

次に、「平成29年度潟上市健康マラソン大会」について申し上げます。

10月9日の「体育の日」、さわやかな秋晴れのもと、個人の部・ペアの部に遠くは東京都から、また最高齢83歳のランナーを含め市内外588人のランナーにご参加をいただき、開催致しました。個人2.5キロメートル、5.0キロメートルの部では小学生や中学生、一般ランナーが健脚を競い合い、ペアの部では親子や友達同士などが仲よく手をつないでゴールするなど、参加者は思い思いに走りを楽しみ、沿道から温かい声援が送られる中、各部門に参加したランナー全員が完走を果たしております。

次に、平成30年度当初予算編成方針につきまして、その概要を申し上げます。

本市においては、歳入では市税を含む自主財源の伸びは期待できず、また、普通交付税は合併による優遇措置の終了により確実に減少すること、歳出では社会保障関係費が引き続き増加する見込みであることから、市の財政運営は依然として厳しい状況が予想されます。

国は「骨太の方針」において、「人材への投資を通じた生産性向上」を掲げ、地方における平均所得の向上を実現し、将来にわたる成長力を確保するとしております。また、10月の衆議院議員総選挙後、現政権では新たな政策を掲げていることなどから、今後も国の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要があります。

こうした厳しい財政状況が続く中であっても、前期基本計画の3年目となる「第2次潟上市総合計画」に盛り込まれた諸施策を着実に推進し、「潟上市に住むことに誇りをもてるまちづくり」を実現するための予算編成となるよう取り組んでまいります。

本定例会には、平成29年度潟上市一般会計補正予算専決処分の承認、議案として潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について他6件の条例案、天王本郷自治会館他1件の指定管理者の指定について、平成29年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）7件、潟上市副市長の選任についての人事案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定

を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸雄） これで行政報告を終わります。

【日程第5、承認第8号 専決処分の承認について（平成29年度潟上市一般会計補正予算（第5号））】

○議長（藤原幸雄） 日程第5、承認第8号、専決処分の承認について（平成29年度潟上市一般会計補正予算（第5号））を議題と致します。

承認第8号について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、第4回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第8号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

平成29年度潟上市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年9月28日 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開き願います。

平成29年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,088万1,000円としたものでございます。

補正の内容は、9月28日の衆議院解散により衆議院議員総選挙が10月22日に執行されることになったため、関係予算を計上したものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

14款3項1目総務費委託金は1,806万8,000円の追加で、衆議院議員選挙委託金でございます。

18款1項1目繰越金は342万円の追加で、前年度繰越金でございます。

5 ページをお願い致します。

歳出予算について申し上げます。

2 款 4 項 6 目衆議院議員選挙費は2,148万8,000円の追加でございます。主なものは職員手当等926万4,000円で、そのうち時間外勤務手当が919万2,000円でございます。報酬は340万6,000円で、投票管理者及び投票立会人等の報酬でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから承認第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3 番佐々木議員。

○3 番（佐々木嘉一） 今回専決処分したのものについては、先の9月議会ですか、に専決処分をするというふうなことで市長からあらかじめ説明がありました。それはそれとして、この専決処分するっていうことは市長の都合もありまじょうし、いろいろな議会の都合もありますが、10月10日の告示、10月22日の投票というような選挙に要する費用であります。その間、10月17日には全員協議会、これは議会報告会という形で議長招集の全員協議会でありました。それから、11月13日には市長要請の全員協議会がありましたが、いずれ今回の専決処分の報告までは議会が2回ほど開かれております。全員協議会でありますけれども。いずれ専決処分をすることについてはどうってことありませんが、やはり直近の議会でやはり承認を得るということはルールですので、それをこれまで、まあ12月の議会まで、市長があらかじめ申し上げたというものの、ちょっとルーズじゃないのかなと、そんな気持ちであります。これは、予算そのものはどうってことありませんけれども、いずれ手続上の問題でその辺当局のご見解を改めてお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

今おっしゃっていることは議会への報告についてのご質問だと思いますが、この法律の中で示しておりますのは、直近の議会、それは我々の認識の中では臨時議会並びに定例会というふうに認識しておりますので、そこに全員協議会という認識はございません。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 3 番佐々木議員。

○3 番（佐々木嘉一） 今総務部長がおっしゃったようなことで、全員協議会ということで臨時議会でないというようなことですが、全員協議会の前にでも臨時議会を招集すれば十分できたのではないのかなと、私はそれを言っているのであります。ですから、全員

協議会だからそれはできませんけれども、それを臨時会を開いて全員協議会ということもあったんでしょと、そういうようなことの機会、全員集めて十分承認を得る機会があったのではないのかなと私はそこを言ってるのでありまして、それは今、全員協議会2回とも臨時会ということはありませんでしたが、今答弁のとおりですけども、そういうふうなことについてひとつその辺は事務的にちょっと何ていうか、ルーズって言えばちょっと言葉悪いけども、そうではないのかなということで、やはり速やかに報告するというようなことが筋でありますので、そういう点で申し上げました。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ご指摘のとおり、できるだけ早く専決を行った後に議会で承認を求めるとするのは、これはルールであろうというふうに私も認識してございます。ですので、今後議会運営の運びの中でそのような専決処分、まあどういったことでもですね、があった場合には、臨時議会を招集して議員の皆さんもそれに応じていただけるということであれば、我々もそういうスタンスで今後議会とお話し合いをした上で、こういう専決処分があった場合にはできるだけ早く議会の方との日程の調整もすり合わせながら、まあ一義的には議長と私の方でお話を進めつつ、で、議会の運営についてまた議員の皆様にお諮りするということにしたいと思っております。今回の件につきましては、そういうご指摘であれば我々はこれを改善するべきであると。で、今回の事務については、私は少なくとも当局としてはきちんと事務はしたつもりでおりますけれども、時期がやはり遅きに失したのではないかというお声が多ければ、そのようなことも考えてまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） 急な解散による選挙、総選挙でございましたが、同僚議員からの専決処分についての質問もありましたけれども、私からは、投票所の期日前投票について一般市民から相当の要望が出ておりまして、来春2月4日に私どもの議会議員の選挙がありますが、天王地区や塩口、渋谷、羽立等の期日前投票所がこの本所よりないということで非常に遠いということで、ぜひ出張所に投票所を設けていただきたいという要望があるわけですので、そういうふうなことについてはどういう考えでおられるか。また、我々の議員選挙の前にその方向性が確かめられるかどうか。今定例会で決めなければ条例の変更でできないことになると思いますので、その要望といいますか市民の声を若干議会で私発言しておきたいと思っております。考え方をご答弁いただければありがたいで

す。

○議長（藤原幸雄） 児玉選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（児玉正生） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

ご質問の期日前投票所のことでありますが、ご存じのとおり現在、期日前投票所は4カ所ございます。こちらの方の投票所につきましては、新庁舎にするときにどのようにしようかという形でいろいろ審議した経緯がございます。その中で職員数、そして各投票所の有権者数、そしてその地区地区のその時までの投票所を設置した経緯、そういうところを勘案しまして4カ所とした次第であります。ですので、ご質問の天王地区の方に増設するということであると、なかなか職員数とかその有権者数の数からすると簡単にはいかないのかなとは思っています。ただし、そういった状況が今後多くなりますと、すぐではございませんけどもどういう方向か、そのあたりの要望を満たすべく検討していかなければいけないのかなとは思っております。この件につきましては、当然選挙管理委員会の委員の意見もありますので、有権者の意見、そして選挙管理委員会の方の審議を経まして最終的には判断致したいと思っております。

私の方からは以上です。

○議長（藤原幸雄） 戸田議員、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第8号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第6、議案第51号 潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第6、議案第51号、潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）についてを議題と致します。

議案第51号について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の3ページをお願い致します。

議案第51号、潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について。

潟上市防災・健康拠点施設設置条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成30年3月に完成予定の潟上市防災・健康拠点施設の設置及び管理に関する事項を地方自治法第244条の2第1項の規定により条例で定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

4ページをお願い致します。

主な内容についてご説明申し上げます。

潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）であります。第1条、設置では、市民の健康、体力づくり活動を通じた市民の健康寿命延伸とあわせて防災教育等を通じた防災意識の高揚に寄与することを目的に設置することとしております。第2条では、名称を「潟上市防災・健康拠点施設」とし、第3条では、拠点施設の管理運営のため必要な職員を置くことができることとしております。第4条から第8条までは、施設の使用について定めております。

5ページをお願い致します。第9条から次のページの第14条までは、指定管理者について定めております。

附則でございますが、本条例の施行期日は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行するものであります。

第2項指定管理者の指定等に係る準備行為であります。この条例の規則に基づく指定管理者の指定及び当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行期日前においても行うことができるものとしております。

以上でございます。

- 議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番鑑議員。
- 1番（鑑 仁志） 今総務部長の方から説明ありましたけれども、この今いろんな条例が出ておりますけれども、この7ページの中でトレーニングルームとかって多目的ってありますけれども、これ前石川市長のときはこのトレーニングにインストラクターを置くというような話がありましたけれども、そういうことを今も引き続きそういうことをやるのかどうか、まず。これ今、来年できますとそこを利用したいという人がおるので、そういう点に対してそのインストラクターを置くのか置かないのか、そこら辺のことをまず、置くなら置く、置かないなら置かないってはっきり私も説明のしようがありますので、

まずできたらお願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 1番鑑議員の質問にお答え致します。

トレーニングルームにインストラクターを置くかどうかということをございますけれども、これは先の全員協議会でもご説明したと思えますけれども、インストラクターを置くということで仕様書を作成し、その上で指定管理者を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原幸雄） 鑑議員、よろしゅうございますか。

ほかに質疑ありませんか。2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 先般の全員協議会の中でも、この条例の提案にあたって詳細にわたって説明もいただきました。それぞれ各議員から考えも述べられまして、それを受けて今回の定例会の提案だと、プロセスとしてね、そういうふうに理解できますが、先般の全協、それからその後の会派代表者会議、私の場合はね、その中で議論されたことは、方向として指定管理者制度をとるということはもう方向軸としてはもう決定とみていいと思えます。それが前提で今回の条例が提案されておるといことかと思えますので、その上で質問させていただきますけれども、前回の協議会あるいはまた会派代表者会議の中で、この種の施設、一旦スタートすれば来年の10月にグランドオープンするという方向ですが、潟上市から税金出動、管理料として出動する金額が3,000万円から3,500万円、いまだにはっきり確定していないと。それは、どういうメニューでこの施設管理をするかによって、指定管理者側との交渉いかんによるんだということだったと思えます。それはそれで理解できるわけでありまして、一口に言って3,000万円と3,500万円、ざっくりいけば500万円違うわけでありまして、そのメニューとはいかなるものなのか。これはやはり私ども議会はもとより市民は注目しておると思えますよ。ですから、指定管理者が決定される前後にやはりきちっとそこらを私ども議会に対してもやはり開示していただきたい。並行してやはり市民にも開示をしていく。その上で3,000万円なのか3,300万円なのか3,500万円なのか、やはり明解にしていかないと、先ほど市長が来年度予算編成云々のときに財政事情、国の背景等々大変厳しくなると、税収も右肩上がりは望めない等々が客観的な情勢があるわけですから、それらを加味してみれば、やはり100万円単位の財政出動というのはこれからは相当チェックを入れながらやっていかないと厳しいものがあるだろうと、私はそう思います。したがって、そこらをどういうふ

うにしていくのかと。一度指定管理者が決まる前後に、決まってからでもいいです。議会あるいはまた市民に対してそういう説明、あるいはまた協議の機会をきちっと設けるのか否かということ1点。

それから、4ページの中で……。

○議長（藤原幸雄） 2番さん、あなたが総務文教常任委員長でありますから、この議案は後ほど総務文教常任委員会にかかることになるんですよ。

○2番（堀井克見） いや、かかる、まだ付託されてませんから。

○議長（藤原幸雄） だからあまり深掘りしないで。

○2番（堀井克見） いや深掘りはしませんが、付託されておられませんから、本会議場の質疑が今許されておりますから、詳細にわたっては当然私の総務文教常任委員会で聞きますけれども、大枠なことはやはりここで詰めていかないと、話の流れとしてセオリーとしてできないことがありますから、これ大事なことです。私聞いてますよ、核心的なことです。さらに例えばインストラクターとかそういうものについては当然委員会審査でやりますけれども、ここで絶対に、言ってみれば大綱質疑でしょう、これ。大綱質疑が、大綱質疑がですよ、大綱質疑が所管に行くから絶対できないという規定はありますか、会議規則ありますか。

○議長（藤原幸雄） 絶対できない……。

○2番（堀井克見） それからもう一つ、もう一つ。大事なことは、本会議場でやはり一つね俎上に上げて、そして委員会でやはり進んでいって質疑すること。議場はね、議会は議論の場ですよ。ですからそこはやはり議長からね、例えばね、やや無理あるか、どこの規定に決まっているのか今ちょっとお知らせしていただきたいんですが、少なくともそれをもって議員の発言を完璧に封じ込めることができるのかどうかも含めて、そうすれば逆に伺いたいと思います。

併せてもう一つありますからお尋ねしますけれども、この職員を置くとありますよね、3条で。ここの部分のこれ、いわゆる指定管理者の管理する部分と職員を置くと……。

（「暫時休憩した方がいい。」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（藤原幸雄） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。9番西村議員。

○9番（西村 武） 5ページですね、この管理者の利用料金についてですけれども、この12条で、指定管理者が拠点施設の管理運営を行う場合に当たっては、拠点施設の使用に係る料金ですね、それが指定管理者の収入となると、こうなってますけれども、じゃあ何回もこう疑問に思ってることなただけけれども、この使い道はどうなのかっていうことですね。それと、例えば指定管理料の積算組むときにね、この積算の中にこの収入料金も入っていくのかどうかっていうことです。指定管理者の当然その指定管理を置くときには積算、そういうものがきちっと示されると思いますけれども、その使い道についてはどうなのかっていうことをひとつ聞きたいんですよ、ここ。

それともう一つは、指定管理者の物品等のそういう例えば修繕修理、そういうものについては、どの程度までみているのか。その点を明らかにしていただきたいと、このように思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 9番西村議員のご質問にお答え致します。

まず最初に収入についてでございますけれども、使用料等については、当然うちの方で考えているのは指定管理者の収入として扱いますと。で、指定管理料を決定する場合には、当然その部分についても加味した形の指定管理料ということで考えてます。で、指定管理の使い道ということですが、基本的にはその施設の運営に資するというところで考えているところでございます。それから、どこまでの修繕についてそちらの指定管理料で賄うのかという話でございますけれども、それも今後、仕様書の中で定めるということになりますので、今現在確定した数字を申し上げることはちょっとできませんので宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 指定管理料の一部に充当すると、こういうことになってるの今説明がありましたけれども、例えば歳入の欠陥、そういうものが生じたときは、じゃあ誰がどうなるのかっていうことですね。このあたりのことも考えているのかどうかですよ。詳しいことは、この後は総務文教常任委員会で当然審議すると思いますけれども、若干の疑問がありますのでもう一度伺います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

歳入欠陥というお話ございましたけれども、基本的に指定管理者を決定しますのは、この次の3月議会に指定管理者の決定の議案をあげさせていただきますけれども、あと各年ごと、1年ごとの指定管理料の契約につきましてはまた別途定めるということになりますので、またその歳入欠陥ということの扱い、それじゃあ補填するかということになりますと、その年の補填等はありません。翌年度その辺も加味しながら指定管理料を決定していくと、そういうことになりますので宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第7、議案第52号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第7、議案第52号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第52号について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の9ページをお願い致します。

議案第52号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、非常勤職員の育児休業取得期間の延長についてであります。「1歳から1歳6箇月に達する日」まで延長を可能としていたものを、新たに加える第2条の4、非常勤職員の子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合により、「2歳に達する日」まで延長を可能とするものでございます。

2点目は、潟上市職員の「再度の育児休業の取得」、「育児休業期間の再度の延長」及び「育児短時間勤務の再度の取得」ができる特別の事情について、第3条第6号、第4条及び第10条第7号の条文を「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えたものに改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 延長されることはよろしいことと思いますが、これは非常勤職員というふうなことで書いておりますけれども、じゃあ正規職員というか、その方についてはもう既に行っているということですか。そこら辺の関係について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

非常勤職員の分が前段、そして後半のところで正職員についても同じようにするということを明確化しております。

ちなみに、現在この延長を取得している、1年半ということですが、延長を受けてる職員はございません。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第53号 潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第8、議案第53号、潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第53号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の12ページをお開き願います。

議案第53号、潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する

ものとする。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由、潟上市若竹児童センター及び飯田川児童クラブの移転に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正点についてご説明申し上げます。

1点目は、潟上市児童館設置条例を一部改正するものでありまして、潟上市若竹児童センターの位置を「潟上市飯田川下虻川字八ツ口48番地1」から「潟上市飯田川和田妹川字千刈8番地2」に改めるものでございます。

2点目は、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正するものでありまして、飯田川児童クラブの位置を若竹児童センター同様に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

11時20分まで暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第9、議案第54号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について 及び 日程第10、議案第55号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第9、議案第54号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第10、議案第55号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第54号及び議案第55号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） それでは、議案書の14ページをお開き願います。

議案第54号についてご説明を申し上げます。

議案第54号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由であります、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

参考資料の13ページの新旧対照表をご覧ください。

第7条中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改め、第8条中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案書の16ページをお願い致します。

議案第55号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由であります、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

参考資料の15ページから新旧対照表が載っておりますので、併せてご覧ください。

道路占用料の額の見直しを図るもので、「固定資産税評価額の評価替等を踏まえた額の見直しを行う」とされたことによるもの及び占用面積等の端数処理方法を細かく計算するように改めるものであります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから議案第54号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） ただいまの説明では、私どもとしてなかなかどういうふう具体的に徴収条例が改正になったのか、よく存じ上げません。この結果、どのような影響があるか、その辺のところについてももう少しちょっと教えていただければありがたいと思いますので宜しくお願いします。

議長、この54号の次に55号の質問はまた受け付けしますか。一括だから一括して質問してよろしいですか。

○議長（藤原幸雄） 分けて質問してもらえればありがたいです。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

条例の中の第7条、これが現行では第88条第1項が第87条の5第1項に改正されるものでありますが、これは土地改良施設の突発事故の対応について、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が災害復旧事業と同一の手続で事業を実施できるように措置したものであります。また、条例の第8条、これが第113条の2第2項から第113条の3第2項に改正するものは、これはそもそも第113条の2第2項は土地改良事業の工事を完了した場合、公告等でありまして、今回の土地改良法の改正により新たに第113条の2にほかの条項が新設されたため、第113条の3第2項に改めるものであります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） わかったようでわからないようで、委員会でよく審査していただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

次に、議案第55号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） この55号の道路占用料の徴収条例の一部を改正する条例についてですけれども、電柱や電線や道路、市道を、私道でなくて市道を使用するというこの実態把握が十分なされているとは思いますが、交通の妨げになるような電柱や電話柱やいろいろございます。県道については、潟上市内の県道はほぼ個人宅に移転を終了しつつありますけれども、市道の方についてはそういう動きがありませんので、ぜひそういうところ、まあ箇所を十分調査をした上でやっていただきたいなど、こういうふうにも思いますので、この条例についての占用料の問題とはまたちょっと違いますけれどもひとつ宜しく願いしたいと、こういうことです。どういう考えを持ってるか、ご所見をお願いします。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 11番戸田議員の質問にお答え致します。

潟上市道の電柱であります。1本寄せるためにかなりのお金がかかるわけですが、新たに道路をつくる場合、拡幅する場合は、その事業で移転等行います。その場合はまず100%、道路から民地へ移動する場合は半分まず経費がかかるわけです。市が半分もって、電力が半分。ですが、事業が全くやらない電柱移転については100%潟上市がもつということになりますので、それについては莫大な経費がかかりますので、なかなか現在進められていないのが現状であります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） 確かに莫大な予算がかかるということで手をつけられないということのように解釈すれば少しちょっと問題あると思いますが、少しずつでもいいですからそれらを進めていかないと、除排雪の問題や交通事故の問題やあるわけで、または通学・通勤等々の歩行者の保護のためにもぜひ検討していくべきではないかというふうなことを委員会でもお話ししていただければよろしいと思います。

以上です。終わります。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

道路内にはみ出ている電柱につきましては、そのはみ出ている程度によりますけれども、今後極端に出て交通に支障のある、除雪に支障がある、極端に支障があるという場合はその都度現地を確認しながら対応していきたいと思っておりますので、宜しくご理解をお願いします。

します。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 道路占用料徴収条例の17ページ一番下の欄の広告塔についてお伺いしたいと思いますけども、表示面積ということになっておりますので、これが変更になったわけですか。市の方では市役所の土地にある場合、所有にある場合、水平投影面積ということで伺ってましたが、道路の場合は看板の大きさでって、看板の面積で960円ということでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 14番佐藤議員のご質問にお答え致します。

今回の改正であります、道路占用物件の面積が1㎡未満、または、の場合は端数を今までは切り上げておりましたが、それは切り捨てるということの条例改正案であります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

委員会で詳しくやってほしいんですけども、広告塔については表示面積ってあるから、看板の面積、大きさによって改正されたのかどうかということをお伺いしたかったです。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

占用面積につきましては、敷地、占用している敷地の広さであります。例えばその基礎部分とかを含めた面積が占用料の対象となります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 念を押しておきますけども、ここに表示面積って書いてあるので、前、役所の方の説明ですと、今部長が説明したように水平投影面積ということで上から見た部分、これを説明されておりますが、看板の大きさでしようかっていうことを聞いたかったんです。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

ちょっと訂正させていただきます。これは看板の面積と大きさであります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。2番堀井議員。

○2番（堀井克見） この法律改正っていうか道路法の施行令の国の改正によって、そしてそれに準じて潟上市の条例も変えるという流れだと思いますが、ひとつは、この占用料っていうかね徴収料、電柱に集まって種々あるわけですけども、全体的には潟上の財政にはどれぐらいの収入としてあらわれているのか、占用料、それわかりますか。できれば何掛ける何でいくのか、あるいはまたその物件によって違うのか、これもまず大綱質疑ですからあまりやればまたお叱り受けるかもしれませんが、もしわからなければ委員会の審査でそこらもひとつ詰めていただきたいということを申し上げたいんですが、わかる範囲の中でどれぐらいの徴収料トータルになっているのか。

○議長（藤原幸雄） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 学） 2番堀井議員の質問にお答え致します。

平成29年度予算ベースでは、道路占用料の額は430万円です。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 意外と少ないですね。私1,000万円単位でいってるのかなと思ったら430万円。これでもまずね収入として入ってくるということは副収入みたいな感じでいいわけですが、じゃあ一歩進みますが、29年度はこれだと。これを施行令が改正されることによってどういう変化があらわれるのか、あらわれないのか。そこまでの検討されてます。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

29年度当初予算と比べまして、30年度予算につきましては約3万2,000円の減となる予定であります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第56号 潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第11、議案第56号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第56号について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の23ページをお願い致します。

議案第56号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市自治会館設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成30年1月1日から供用開始を予定している飯塚自治会館の設置及び管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、名称「飯塚自治会館」、位置「潟上市飯田川飯塚字中谷地47番地7」を第2条の表に加えるもの。

2点目は、同自治会館における「和室」及び「会議室」の「使用料」を別表、第4条関係に加えるものでございます。

使用料につきましては、他の自治会館と同額でございます。

なお、参考資料の22ページに新旧対照表がございますので、そちらもご覧いただきたいと思っております。

それから、なおこの条例は、平成30年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番鑑議員。

○1番（鑑 仁志） 今総務部長の方から説明ありましたが、30年で飯塚自治会館は建つと。それで今飯塚自治会館ができると6つなるわけですが、その前に5つの自治会館があるわけですが、その中で今まで使用料とかってこういうものが取っておるわけですが、今までの5つの中で各自治会館で年収どのくらいあるのか、そしてこれ自治会館の使用するためにお金を取ってるのかどうか、そこら辺のところがちょっと説明していただきます。私の話に聞くとところによると、取ってるのと取ってないところがあるというような話も聞こえておるので、非常にばらつきがあるんじゃないかというような考え方もありますので、そこら辺のところがちょっと説明していただきたい

と思います。

○議長（藤原幸雄） 千葉企画政策課長。

○企画政策課長（千葉秀樹） 1番鑑議員のご質問にお答え致します。

自治会館ですが、4つほどございます。その中のご質問のとおり使用料を取っているところ、取っていないところがございます。使用料はこの施設でも取れるわけでございますけれども、実際に使用料を取っているところは追分自治会館と羽立神明自治会館、この2つ、今のところはこの2つとなっております。ちょっと金額の方は今日資料持っておりませんが、この2つ使用料を取っている状況でございます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 1番鑑議員。

○1番（鑑 仁志） 今説明ありましたが、取ってるところは追分自治会館と羽立神明自治会館ということになってますけれども、そうすると上町というか天王本郷、和田妹川というのは、私言うところ片っ方だけ、片っ方取らないということは不公平じゃないかと。同じ恐らく時間帯で使ってると思うんですよ、まず午前午後とか夜とかって。そうだとすれば、これ非常に片っ方は取るし片っ方は取らないと、そういうことであれば不公平が出てくるんじゃないかと私はそういう、だからそういうことをしているからみんなこういう不公平が、あそこは取るし、こっちは取らないというような不公平が出てくると。取るなら一斉に全部取らなければそういう不公平感が出てくるから、私は今そこを聞いてるんです。30年度から取るのか取らないのか、この3つから、そこあたりははっきり示していただきたい。

○議長（藤原幸雄） 千葉企画政策課長。

○企画政策課長（千葉秀樹） 鑑議員の再質問にお答え致します。

基本的に条例上はこの施設も取ることが可能ですけれども、例えば町内で利用してる場合はすべてその減免ということで使用料を取っておりません。先ほど申しました追分地区につきましては、追分以外の使用の場合その使用料を取ってるということで、その使用料取る取らないは指定管理者の判断でやっておりますので、取ってるところ取っていないところというのは、すべてまず同じ町内の、市内の方であれば使用料は取らないということにしてございますので、取ってる2つの施設は市外からの使用等があるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 1番鑑議員。

○1番（鑑 仁志） 潟上市内の人方が使った場合は無料と、こういうことになりますか。市外の場合は取ると今そういう説明であったし、市内の場合は取らないと、こういう考え方でいいんですか。もう一回答お願いします。

○議長（藤原幸雄） 千葉企画政策課長。

○企画政策課長（千葉秀樹） 鑑議員の再質問にお答えします。

そのとおりでございますけども、ただ、営利を目的とする場合は市内であっても徴収する可能性がございますが、今まではそのようなケースはございませんでした。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第57号 潟上市立認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第12、議案第57号、潟上市立認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第57号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） それでは、議案書の25ページをお開き願います。

議案第57号、潟上市立認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市立認定こども園に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由ですが、「認定こども園昭和中央保育園」、「潟上市立昭和東保育園」及び「潟上市立昭和西保育園」を統合し、新たに幼保連携型認定こども園として「潟上市立昭和こども園」を設置することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、条例の題名を「潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例」に改めるものでございます。

2点目は、今回の統合により、本市が設置する認定こども園の種類はすべて幼保連携

型になることから、第1条及び第2条の関係部分を「潟上市立幼保連携型認定こども園」に改め、第3条第1項の「幼保連携型認定こども園の名称及び位置」の表に、名称は「潟上市立昭和こども園」を、位置は「潟上市昭和大久保字堤の上1番地3」の項を加え、同条第2項を削るものでございます。

3点目は、附則として、潟上市立保育所条例第2条の表中、「潟上市立昭和東保育園」及び「潟上市立昭和西保育園」の項を削るものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の26ページに新旧対照表を載せておりますので、併せてご覧願います。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第58号 天王本郷自治会館の指定管理者の指定について 及び 日程第14、議案第59号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について】

○議長（藤原幸雄） 日程第13、議案第58号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について及び日程第14、議案第59号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

議案第58号及び第59号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の27ページをお開き願います。

議案第58号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 天王本郷自治会館

2. 指定管理者となる団体 秋田県潟上市天王字天王123番地、天王本郷会、会長は京谷國夫さんです。

3. 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

指定管理者の指定にあたり、本年11月6日に指定管理者選定委員会を開催しております

す。選定委員会では、天王本郷会を指定管理者候補者に選定することにより、地域に密着した運営や施設機能の活用等、効果的な管理運営が期待できると認められたことから、今回提案するものであります。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

議案第59号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 潟上市有線放送電話施設
2. 指定管理者となる団体 秋田県潟上市飯田川下虻川字八ツ口70番地、一般社団法人潟上市有線放送電話協会、代表理事は伊藤義弘さんです。
3. 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

指定する理由についてでございますが、加入者相互の通話をはじめ、市の広報活動として市の行事の紹介、健康管理情報、農事情報などの各種制度の紹介等の定時放送に加え、災害及び緊急放送についても速やかに放送され、情報通信網として大きな役割を担っている有線放送電話施設を平成22年10月1日より指定管理しており、適正な管理運営が図られていることから引き続き指定するものでございます。

なお、有線放送電話協会の概要につきましては、参考資料の31ページをご覧ください。以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから議案第58号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

議案第59号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 有線放送電話施設の指定管理の件について、指定管理者そのものについては異論ありませんけども、有線放送の利用の実態、あるいは35年までの5年間の長期契約だということになりますので、まず一つは、私も時折聞いていますが非常に何といたしますか、よく皆さんにこう親しまれるように使われてるなということは一応評

働きたいと思います。いずれ例えば保育園の子どもさんが帰りますと、何時何時に帰りますので皆さん宜しくというようなそういうふうなことだとか、いろいろ広範囲に利用されておることについてはあれなんですけども、いずれ加入者の状況については今現在どれくらいなのか。やはりどっちかという、今、最近はN T Tの個人の電話もつけないという方もおりますし、いずれ加入状況がまた今、今後5年後まで契約になりますけども、その辺の見通し、あるいは運営については使用料で運営してるとは思いますけども、その辺について実態と見通しについてひとつお願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

ご質問、今の現状と実態ということでございますけども、現状は平成28年度が加入者数1,070、29年度で1,060と、当初出発の17年から比べますと、この1,196でございますのでかなり減ってはきていますが、ただ全体の数字も下がっておりますので、加入率でいきますと現在8割、80%でございます。当時77%でありますけども、今現在の全体の中の飯田川地区の加入率で見ますと80%ということになってございます。

それから、今後の見通しということでございますが、まず前に、以前にもお話したことあると思いますが、向こうまず10年間、これは何とか維持してほしいということでお話しています。アナログの施設でございますので、今後機材等不足する場合もございませう。なかなか修繕も厳しいようでございますけども、まず10年間は何とかなるというお話をいただいておりますので、向こう5年間はまずその10年を維持するためのそういう策を講じながら、何とか向こう10年間維持してほしいということをお願いしているところでございます。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時半とします。宜しくお願いします。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第15、議案第60号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について から 日程第22、議案第67号 平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第15、議案第60号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから日程第22、議案第67号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題と致します。

議案第60号から議案第67号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。
栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の29ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第60号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第6号）の1ページをお願い致します。

議案第60号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,342万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億3,430万1,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表債務負担行為について申し上げます。

農業経営等復旧・再開支援対策事業は、期間は平成30年度で、限度額707万7,000円でございます。7月及び8月の豪雨と台風18号により被害を受けた農業者に対し、農業経営等の早期再建を支援するもので、平成30年度における大豆や枝豆の種子等の購入費用を助成するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

13款2項国庫補助金は1,256万9,000円の追加で、主なものは社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。総務省分が471万5,000円、厚生労働省分が565万4,000円でございます。

9ページをお願い致します。

14款2項4目農林水産業費県補助金は、724万3,000円の追加でございます。うち農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金35万3,000円は、7月及び8月の豪雨と台風18号により被害を受けた農業者に対し、農業経営等の早期再建を支援するもので、パイプハウス全壊の被害を受けた農業者に対し、復旧支援をするものでございます。

なお、歳出予算においても同額の補助金を計上しております。

18款1項1目繰越金は819万5,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

19款5項5目雑入は1,083万3,000円の追加で、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金でございます。前年度負担金の確定によるものでございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

10ページをお願い致します。

1款1項1目議会費は187万円の減額で、主なものは議会議員報酬90万円の減額でございます。平成30年2月22日から議員定数が2人削減されることによるものでございます。

2款1項8目電子計算費は1,618万2,000円の追加で、主なものはシステム更新委託料1,261万7,000円でございます。うち社会保障・税番号制度にかかわるものが1,145万1,000円で、マイナンバーカードの旧姓併記対応などを行うものでございます。

11ページをお願い致します。

15目諸費は890万4,000円の追加で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金国庫納付金でございます。旧昭和出張所を昭和こども園（仮称）へ転用することに伴い、平成21年度に活用した総務省所管国庫交付金の一部を返還するものでございます。

16ページをお願い致します。

7款1項1目商工振興費は5,229万4,000円の追加で、主なものは設備投資助成金5,222万7,000円でございます。工場等の新設及び増設を行う企業各1社へ助成するもので、潟上市工場等設置奨励条例に基づくものでございます。

18ページをお願い致します。

12款1項公債費は1,786万7,000円の減額でございます。主なものは利子1,856万7,000円の減額で、前年度借入分の利率確定等によるものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の30ページをお願い致します。

議案第61号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）

について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第61号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,712万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は国・県支出金返還金で、前年度負担金の確定によるものでございます。

次に、議案書の31ページをお願い致します。

議案第62号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第62号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,094万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は後期高齢者医療広域連合負担金で、保険基盤安定分の確定によるものでございます。

次に、議案書の32ページをお願い致します。

議案第63号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第63号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事

業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,225万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,363万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は介護保険システム改修委託料で、制度改正によるものでございます。次に、議案書の33ページをお願い致します。

議案第64号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第64号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入予算の組み替えを行うもので、前年度繰越金を全額予算化するものでございます。

次に、議案書の34ページをお願い致します。

議案第65号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお開き願います。

議案第65号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,523万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、前年度繰越金を全額予算化するための歳入予算の組み替えと、前年度借入分の利率確定等による公債費の減額でございます。

次に、議案書の35ページをお願い致します。

議案第66号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の

1 ページをお願い致します。

議案第66号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ812万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、前年度繰越金を全額予算化するための歳入予算の組み替えと、前年度借入分の利率確定による公債費の減額でございます。

次に、議案書の36ページをお願い致します。

議案第67号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第67号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出に15万6,000円を追加するものでございます。

補正の内容は職員の人件費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸雄） これで大綱説明を終わります。

【日程第23、予算特別委員会の設置について】

○議長（藤原幸雄） 日程第23、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第60号から議案第67号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって……。

○11番（戸田俊樹） 議長、議事運営。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） ただいま総務部長の説明のあった案件に対する大綱質疑はございませんか。省略する予定ですか。受けないということですか。

○議長（藤原幸雄） これで予算特別委員会です。今までやった、いわゆる60号から67号までを一括して予算特別委員会に付託すると、こういうことでございますので、今までもそ

ういうふうにやっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 日程第23、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第60号から議案第67号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第67号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定になりました。

【日程第24、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（藤原幸雄） 日程第24、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

.....
午後 1時55分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので報告致します。

委員長、14番佐藤義久議員、副委員長、12番菅原理恵子議員。

以上のとおり決定しました。

また、予算特別委員会は12月11日及び19日に開催される旨、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、12月11日から13日までに詳細審査する旨の通知がありましたのでご報告致します。

【日程第25、同意第29号 潟上市副市長の選任について】

○議長（藤原幸雄） 日程第25、同意第29号、潟上市副市長の選任についてを議題とします。

同意第29号について提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 議案書の方は37ページでございますが、議案書の方、37ページの議案書には氏名等が入ってございませんので、本日お配りしてある同意第29号の議案書の方をご覧ください。

同意第29号、潟上市副市長の選任について。

下記の者を潟上市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字上北野51番地12

氏 名 栗 山 隆 昌

生年月日 昭和33年5月17日

平成29年12月5日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、潟上市副市長が空席となっているので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を経て選任しなければならないものであります。

議案書の裏面に栗山氏の略歴が記してございます。現在総務部長の栗山氏は、私が市長就任以来、副市長不在の期間を実質的に副市長の職を行い、私や職員の支えとなって市政運営の中核を担ってまいりました。栗山氏は温厚で常に職員の融和に努め、多くの市民や職員から信頼されております。さらに、基礎自治体における行政経験も豊富で、政策企画立案や人事、財政に精通しております。このように栗山氏の行政経験、実績、人格能力からして潟上市の副市長として適任であると考えておりますので、宜しくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 同意第29号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。17番伊藤正吉議員。

○17番（伊藤正吉） 副市長の選任についてでございますけども、本人も人物もいいし、評価致しますけれども、現在総務部長という職にありまして、それと今度はまた副市長になるということは、職務も違いますし大変激務だと思います。それで、この兼務をいいんですけども、どのくらいまで継続して兼務される予定か、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの伊藤議員のご質問にお答え致します。

人事でございますので、これは確実ということはないわけですが、私が考えておりますところ、当面の間、栗山氏を総務部長の事務取扱として兼任させるということを考えております。ただし、しかるべき時期がまいりましたら、しかるべきとは通常人事を行う季節という意味と解釈していただいてもかまいませんが、その時期には新たに総務部長を選任し、副市長に専任していただこうと考えておりますので、宜しくご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 17番、よろしゅうございますか。

○17番（伊藤正吉） はい。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第29号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第29号は、同意することに決定になりました。

暫時休憩をします。

午後 2時01分 休憩

.....
午後 2時02分 再開

○議長（藤原幸雄） 会議を再開します。

ただいま栗山総務部長が同席しております。せっかくの機会でございますので、ご挨拶をお願いします。

○総務部長（栗山隆昌） ただいま副市長の選任案件についてご同意いただきまして、誠にありがとうございます。身に余る光栄でございます。私、もとより浅学非才の身ではありますが、藤原市長のもと、潟上市のさらなる発展のために誠心誠意努力する次第でございますので、宜しくお願い致します。議員の皆様におかれましては、今後ますますのご指導、ご鞭撻のほどを宜しくお願い申し上げまして、簡単でございますけれどもお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これで栗山総務部長のご挨拶を終わります。

【日程第26、陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止とすることを国に求める意見書採択に関する陳情 から 日程第29、陳情第11号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書】

○議長（藤原幸雄） 日程第26、陳情第8号、消費税を10%に増税することを中止とすることを国に求める意見書採択に関する陳情から日程第29、陳情第11号、国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書までを一括議題とします。

陳情第8号から陳情第11号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号から陳情第11号までについては、陳情文書表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定になりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、12月7日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

午後 2時04分 散会